

自然と共生する快適なまちづくりのために

# 八幡平市 市設置型浄化槽整備事業

## **[国の補助事業名：公共浄化槽等整備推進事業]**

この事業は、公共下水道処理区域・農業集落排水処理区域以外の住宅に市が浄化槽を整備し、維持管理を行う市設置型による浄化槽整備事業です。

内容については、このパンフレットで説明いたしますので「水洗化への第一歩」としてご覧ください。

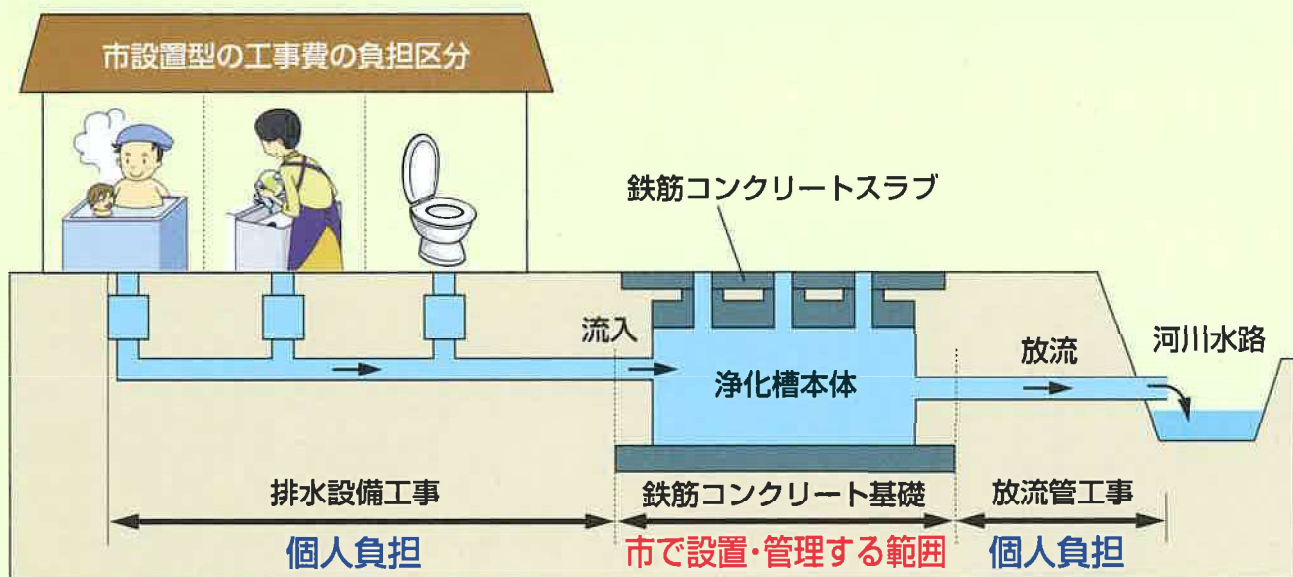
市民の皆さまと市が協力し、この事業を進めることにより、「自然と共生する快適なまちづくり」を推進します。

八幡平市

# 1 市設置型浄化槽の制度

この事業は、浄化槽の設置からその後の維持管理までを市が主体となって行う「市設置型」ですので、安心して使用いただけます。

なお、この事業は浄化槽を設置する建物に、居住または居住予定のある場合が対象となります。



## ● 設置に係る個人負担

次に掲げる費用は全額個人負担となります。

- 受益者分担金(※1) (金額は右の表のとおりです。)
- 宅内外配管及び水洗トイレ設置等費用(排水設備工事費)
- 増高経費(車を浄化槽へ乗せる場合の荷重補強工事等)
- 放流ポンプ等の付帯工事の経費
- ブロワー(※2) の電気配線工事の経費
- 支障物件の撤去、移転、復旧等の経費

- ◆ 市が行う工事は、「浄化槽本体」の設置工事です。
- ◆ 排水設備工事は、「八幡平市排水設備指定工事店」での施工に限られます。工事見積などは指定工事店にご相談ください。
- ◆ 排水設備工事を行う場合の費用に対して、「排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金交付」の制度や、「住宅水洗化リフォーム支援事業」が対象となる場合があります。詳しくは市役所上下水道課までお問い合わせください。

## 人槽別分担金限度額 (令和8年4月1日～)

人槽区分	分担金限度額
5人槽	103,800円
6人槽～7人槽	118,800円
8人槽～10人槽	166,800円
11人槽～15人槽	219,100円
16人槽～20人槽	293,700円
21人槽～25人槽	349,100円

※1 受益者分担金とは…浄化槽の整備費を市税や国庫補助金だけで賅うことは、浄化槽を利用できない方々までに負担をかけることになり、負担の公平を欠くこととなります。このことから、浄化槽設置者に整備費の一部を負担していただくのが、受益者分担金の考え方です。

※2 ブロワーとは…浄化槽は微生物により汚水を処理するため、その微生物の活動に必要な酸素を送る機器です。

## 2 浄化槽の大きさ

### ● 浄化槽の人槽

浄化槽の人槽(大きさ)は、建築物の用途や延床面積をもとに、JIS(日本産業規格)で右の表のとおり定められています。

浄化槽の人槽の基準

住宅延床面積	人槽区分	居住人員(参考)
130㎡未満	5人槽	5人以下
130㎡以上	7人槽	7人以下
2世帯住宅 (風呂2カ所) (台所2カ所)	10人槽	10人以下

ただし、人員算定結果が明らかに実情に合わない際は、この人員を増減することができる場合があります。

### ● 浄化槽本体の大きさと設置に要する土地面積

メーカー、機種によって若干寸法が異なりますが、設置スペースは小型乗用車約1台分です。なお、設置する土地の使用については、市と土地所有者間で無償の土地賃貸契約を結び、工事着手いたします。

## 3 浄化槽設置後の維持管理

浄化槽の設置後は、保守点検や清掃、法定検査等の維持管理が浄化槽法で義務付けられています。

- 市で設置した浄化槽の維持管理は、市で行います。
- 個人が既に設置した浄化槽を市へ寄附した場合も、市で維持管理を行います。

なお、維持管理に充てるため、皆さまから納付していただく月額使用料は、左表のとおりです。

人槽別月額使用料(税込)

人槽区分	使用料
5人槽	3,960円
6人槽～7人槽	4,620円
8人槽～10人槽	5,280円
11人槽～15人槽	5,940円
16人槽～20人槽	6,600円
21人槽～25人槽	7,920円

◆市が委託した業者が定期的に設置者宅を訪問し、維持管理を行いますので、設置者個人が手配する必要がありません。皆さまは、浄化槽の正しい使用を心がけ、異常が感じられないかどうかをチェックするだけです。日頃の維持管理が簡単です。

◆既に浄化槽を設置している方は、市から維持管理を行ってもらうため、浄化槽の寄附を申請することができます。この場合、寄附をされた方からは、受益者分担金を徴収いたしません。詳しくは市役所上下水道課までお問い合わせください。

### ● 年間の維持管理の内容

浄化槽設置後、次に掲げる費用は使用料で賄われます。

- 保守点検や薬品の補充
- 清掃及び汚泥の引き抜き
- 年1回の法定検査

### ● 使用料以外の個人負担

浄化槽設置後、次に掲げる費用は個人負担となります。

- ブローワーの修理、交換が生じた場合
- 電気料、水道料
- 使用者の責による修繕の必要が生じた場合
- 使用者の都合により浄化槽を移設、撤去する場合

# 4 申込みから工事完成・使用開始まで

申し込みを受けてから実際に工事に取りかかり使用開始するまでに、いくつかの手順を踏むことになりますが、市が主体となり責任をもって手続きや工事を進めていきます。

設置を希望される方は、市に申し込むだけで、以降の手続き等は全て市から申請者に案内のうえ進めます。

## ① 設置申し込み（設置希望者=申請者）

浄化槽設置申請書で市に申し込みしてください。

浄化槽の設置の際は、住宅の新築・増改築、トイレの改造等が必要になりますので、届出、許可など計画的に申し込みください。その際、設置を希望する土地の公図や住宅（建物）の排水設備図面等を添付していただくことになりますので、事前に市指定給排水工事事業者へご相談ください。

## ② 現地調査（市）

## ③ 設置承認・不承認の通知（市→申請者）

## ④ 工事計画書作成・提出（市→申請者）、土地使用貸借契約（市↔申請者）

## ⑤ 工事計画承認（申請者→市）

## ⑥ 工事発注【入札】（市）

## ⑦ 工事施工（施工業者）

排水設備工事は申請者が自ら業者を選定し、その工事費用は自己負担となります。

## ⑧ 工事完了・検査引渡（完了通知）（市→申請者）

## ⑨ 分担金納付（申請者）

市から送付する納入通知書によって分担金を納付していただきます。

## ⑩ 浄化槽使用開始届（申請者→市）

全ての工事が完了し、浄化槽の使用を開始したら、使用開始届を市に提出してください。

## ⑪ 使用料納付（使用者：毎月）

◆申し込みから完成まで目安として3か月から5か月ほどかかります。（現場状況等により、変更となる場合があります。）

## ● 維持管理（市）

使用開始されると市から使用料納付通知書を送付しますので、納期限にしたがって毎月納付してください。なお、市の委託業者が、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査等のために定期的に使用者宅を訪問します。



● お問い合わせ先 ●

## 八幡平市上下水道課

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地  
TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-4822

# 浄化槽のはたらき

家庭から排出される汚水は、約1/3がし尿によるもので、残りの約2/3が台所・風呂・洗濯などの生活雑排水によるものです。

汲み取りトイレを使用している家庭では、し尿以外の生活雑排水はそのまま排出されており、これが生活排水による水質汚濁の大きな原因となっています。

また、汲み取りの際臭いが発生することや、汲み取りの依頼の手間を要します。

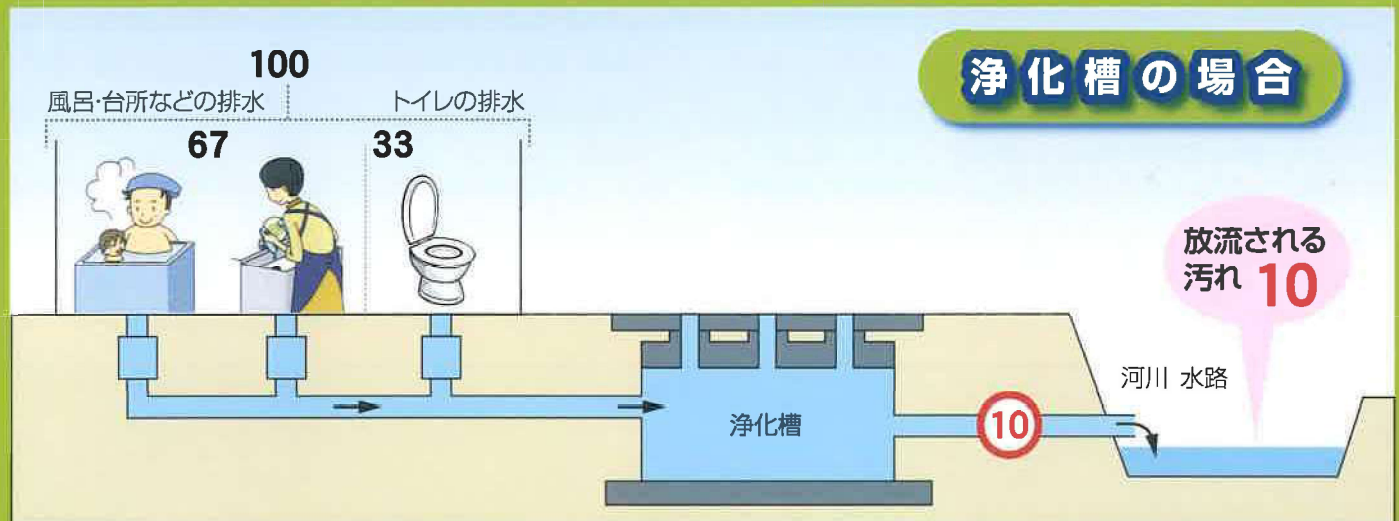
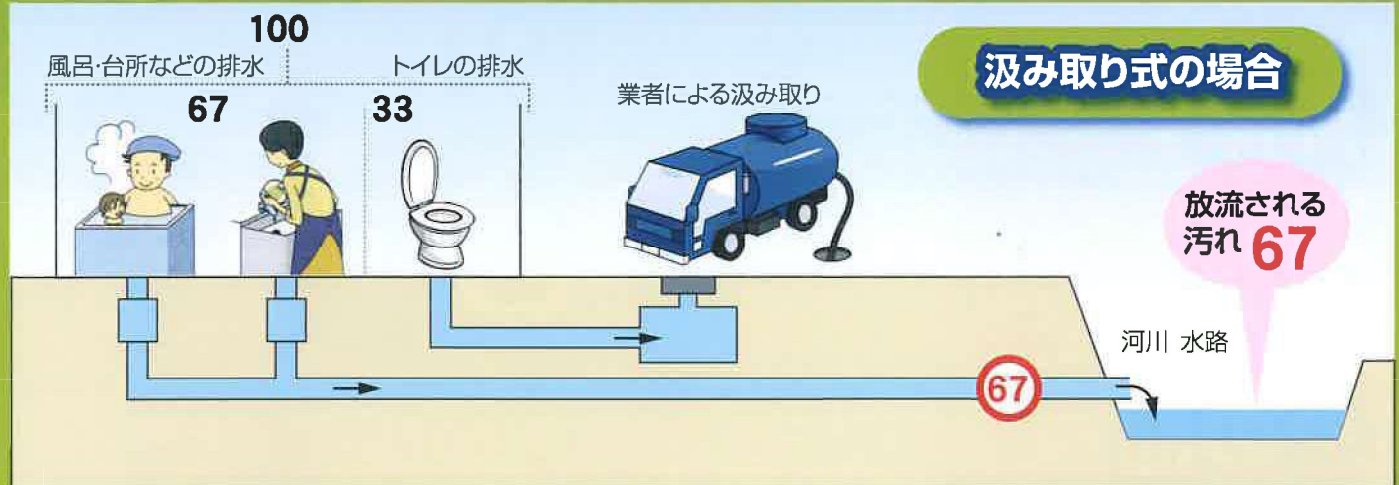
汲み取りトイレを使用している場合と浄化槽を使用している場合の水環境への影響を比較すると、下図に示すとおりです。

家庭から排出される汚水のうち、汲み取り式では、生活雑排水はそのまま放流されるため、汚水全体の約7割が放流され河川を汚してしまいます。

それに対し、浄化槽を使用している場合は、し尿と生活雑排水を一緒に処理し、約9割の汚れを取り除くことができるので、残りの約1割だけが放流されます。

このように、浄化槽は、し尿だけでなく、生活雑排水も一緒に処理し、家庭から排出される汚水の汚れを約1/10まで減少することができ、水質保全に極めて有効です。

## 家庭から排出される汚水を100とした場合



# 浄化槽の正しい使い方

## だいどころ 台所



- 使用済みの油は直接シンク等に流さず、古紙などに浸み込ませるか、凝固剤を使って固化させてから、可燃ゴミとして処理してください。また、フライパンや鍋に付いた油も古紙などで拭きとってから洗うようにしましょう。
- 浄化槽は台所のゴミをすべて処理するようにはつくられていません。野菜くずなどの細かいゴミは、三角コーナーや排水口に市販のネットや使い古しのストッキングなど目の細かいネットを被せて回収し、生ゴミとして処理しましょう。

## せんたく 洗濯

- 一般的な浄化槽ではリンの除去が難しいため、無リンの中性洗剤を使い、塩素系の漂白剤は避けた方がよいでしょう。また、洗剤は適量を守って使ってください。たくさん入れても汚れ落ちがよくなる訳ではなく、逆に水を汚す原因となります。



## そうじ 掃除

- お風呂掃除などに使うカビ取り剤や、トイレの洗剤などは、表示を確認し、浄化槽に対応しているものを適量を守って使用しましょう。種類によっては、浄化槽内で働く微生物を死滅させてしまい、浄化槽機能の低下を引き起こします。



## その他

◎浄化槽設備の電源は絶対に切らないでください。浄化槽内の微生物に必要な空気を送るブロワが止まってしまうと、微生物が死滅したり弱ったりしてしまいます。  
なお、1年以上家を留守にするような場合は、電源を切り、清掃をしてから水を張っておくとよいでしょう。その場合は、浄化槽保守点検業者及び清掃業者に相談したうえで行ってください。

- ◎市販の入浴剤を適量を守って使用している限りは心配ありませんが、多量に使用すると、水質検査の時などに確認しにくくなりますので、注意してください。なお、硫黄化合物の含まれている入浴剤の使用は避けてください。
- ◎トイレの芳香剤なども水質検査の時に確認しにくくなったり、香料が浄化槽内の臭気と混じって臭気の問題を起こすこともありますので、適量を守って使用してください。